令和７年度

# SDS電子化補助金

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による危険性・有害性情報等（SDS）の出入力機能を有するシステムを導入するための経費について、補助金が交付されます！

**申請期間を令和8年1月9日まで延長しました。**

**申請期間：令和7年8月1日～~~令和7年11月30日~~**

※期日前であっても予算の上限に達する場合等は受付を停止します。その場合はホームページでお知らせします。

## 対象者

中小企業基本法における中小企業者

※補助金の詳細は、中災防ホームページをご参照ください。
https://www.jisha.or.jp/chusho/sds/

## 補助対象及び補助額概要

### 既存のシステムを次の①、②の基準に適合するように改修、買換等に要する経費及び、①、②の基準に適合するシステムの新たな導入に要する経費

①以下のいずれかの読み込み機能を有し、判読可能なSDSとして復元する機能を有すること。
- 電子化されたSDSデータ（SDSデータ交換フォーマット項目定義書（厚生労働省 令和7年3月31日公表）に対応しているものに限る。）を読み込む機能
- 紙又はPDFのSDSを読み込む機能

②SDSデータを電子化（SDSデータ交換フォーマット項目定義書（厚生労働省 令和7年3月31日公表）に対応しているものに限る。）して出力する機能を有すること。（①で読み込んだデータを含む。）
また、出力に際して労働安全衛生法に準拠していない場合に記入を促す機能等を有していること。

※同一申請者当たりの年度内交付上限：補助対象経費の1／2、ただし上限100万円（千円未満切捨て）
また、リース契約及びライセンス契約、保守契約等の場合の補助対象となる経費は、事業実施期間中に支払われるものとします。
この場合、複数年分を事業実施期間中に支払った場合には、補助実施年度を含め3年分（36か月分）が補助対象となります。

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

全ての働く人々に安全・健康を ～ Safe Work , Safe Life ～ JISHA 中災防 Japan Industrial Safety & Health Association

厚生労働省・中央労働災害防止協会

# 交付申請から補助金交付までの流れ

## 交付申請手続編（導入前に申請が必要）

1. **申請可能なシステムの基準の確認**

2. **見積書の取得（＋割賦計画書）**

3. **交付申請（書類の提出）**
   国の補助金の電子申請システムである
   **jGrants**を使用して申請ください。
   jGrants の利用には G ビズ ID（「G ビズ ID プライム」又は「G ビズ ID メンバー」）が必要になりますので事前に取得してください。

   **期間：令和7年8月1日～~~令和7年11月30日~~ 令和8年1月9日**

   **書類審査 ~~（約1か月）~~** ←その後の手続きに支障がないよう迅速に進めます。

   **交付決定（原則、~~申請の翌月末まで~~）**

4. **交付決定通知の受け取り**
   交付決定後、速やかに通知いたします。

### 申請書類について（提出書類）

① 令和7年度 SDS 電子化補助金交付申請書
（実施要領様式1）

② 補助対象に係る経費が明記されている見積書の写し
※見積書の有効期限等が申請年度のものに限る

③ 誓約書（役員名簿を含む）（実施要領様式2）

④ 令和6年度の労働保険料納付証明書
※令和6年度労働保険概算･増加概算･確定保険料申告書の写し及び口座振替事実を現す書面（通帳の写し等）でも可

⑤ 申請対象システムの概要を記載した書面
※交付要領別表第 1 欄に掲げるシステムの基準に全て適合していることを含む。

⑥ 割賦計画書
※割賦契約者のみ。
様式は任意で可

## 事業実施期間

5. **システム導入・補助対象経費の支払い**（交付決定通知日以後に導入したシステムのみが対象です。）

## 補助金請求手続編（導入後に請求が必要）

6. **補助金請求書類の提出**
   **令和8年2月20日（金）当日到着分まで**
   交付申請時と同様に
   国の補助金の電子申請システムである
   **jGrants**を使用して提出ください。

   **書類審査（約1か月）**

   **支給決定（原則、請求の翌月末まで）**

7. **補助金の受け取り**
   支給決定後、速やかに通知を行い、
   請求の翌月末までをめどに指定の口座に振り込みます。

### 申請書類について（提出書類）

① 令和7年度 SDS 電子化補助金請求書
（実施要領様式5）

② 補助対象に係る経費が明記されている納品書・請求書・領収書（又は銀行振込明細書の写し）

③ 割賦契約書等及び割賦支払実績が証明できる領収証書等の写し　※割賦契約者のみ

④ 売買契約書 ( 写 ) 等

⑤ 別途中災防より提供する電子情報を補助対象システムで読み込みを行い、判読可能な SDS として印字したもの

⑥ 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課が示すシステム導入に係るチェックシート

**お問い合わせ先**

**中央労働災害防止協会　SDS電子化補助金事務センター**
**住所：〒108-0014　東京都港区芝5-35-2**
**問い合わせ専用ダイヤル：03-6809-4774**
［令和7年7月1日～］平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）


**随時情報を更新していますので、**
**詳しくは、中災防のホームページをご覧ください。**
**https://www.jisha.or.jp/chusho/sds/**


本リーフレットの内容は予告なく変更することがあります。 R7.10.8 Ver.1.1